

(参考)港北区放課後児童クラブ防災マニュアル(火災編)

防災計画							BCP	
自衛消防組織※1	担当(係)名※2	災害時の役割(地震・不審査対策含む)	日常の備えと訓練	発災時(警報鳴動時)	災害(火災・煙)拡大時	第一次避難場所  消防隊到着	第二次避難場所等への移動	施設復旧までの対応(SHP)
通報班(本部)	主任	119番通報・学校との連絡 学校・関連との連絡 消防隊へ情報提供 保護者・関係諸機関との連絡	T11電話連絡方法の確認:施設内に伝達 火事→学校名→発火箇所→けが人有無 T12携帯電話での緊急通報練習 T13学校職員室とのインターフォン訓練 T13消防署への法定届け出査察指導の対応	T21出火有無確認→有→119通報 T22個人携帯からも可(無料) T23全職員と児童に「〇〇室付近から火事!」など出火場所を伝える。 T24火元・煙を目視したら学校本部にインターフォン連絡	T31変化があれば逐次消防へ追加通報 T32主任または副主任は原則として一斉避難せず、消防・学校・行政への連絡を行う。 状況によって順次移動する。	T41学校統括本部への報告 T42消防隊への情報提供	T51児童クラブ区画被害なければ移動	T61再開への方針確立 上位機関、学校と合意形成 T62保護者への連絡・説明 明日以降の対応 T63施設に断線等支障あれば復旧と代替方針確立
初期消火班		消火器・屋内消火栓使用 救出活動 不審者対応 屋内第二次避難への安全確認	S11消火器、消火栓位置確認 S12消火器・消火栓使用実地訓練	S21手近な消火器を持参して現地へ ヘルメット・マスク等着用推奨 S22火災を目視したら、「火事だ!」と避難呼びかけ	S31炎が目の高さには達した場合は静かに退去。 S32可能であれば屋外消火栓を使用し、消防隊到着前の延焼防止を試みる。	S41消防隊への引き継ぎ。 第一次避難本部に報告し、 S42不明者あれば消防隊と連絡して捜索活動	S51消防隊ホースなど危険物有無確認	S61火災被害有無確認 S62応急的な対応
避難誘導班		第一次避難場所への誘導 避難場所での点呼・健康・天候管理	H11二方向避難の確認と児童への指導 H12防火シャッター・扉の位置確認 H13感知方式(煙・熱)確認と手動法確認 H14誤作動しても下をくぐらない指導	H21火災発生場所から避難方向決定 (児童も判断できるように) H22重要な防火シャッター等の担当を決め、児童の誘導、必要なら手動で閉鎖。	H31「煙が出たら、できるだけ姿勢を低くして、静かに落ち着いて逃げる。しゃがんで歩く、または四つん這いでもよいけれど、焦ってはいけません。」	H41火災・煙の場所、天候によって避難場所変更を本部に具申し対応 (本物火災では避難が長時間に渡る可能性)	H51移動と帰宅指導	H施設が使えなくなった場合の代替対応等
救護班(推奨)		要救護者への応急手当と保護	K11応急手当セットの管理活用 K12毛布・ブルーシートなどの準備 K13火災時の煙は「毒ガス」(一酸化炭素+すす+高熱)であり、吸わない脱出を教育。	K21児童が煙を吸わない指示	K31逃げ遅れののないように広報から確認して移動	K42煙を吸った児童・職員への対応 救急隊への引き渡し	K51学校保健室と連携	K61児童・職員の健康と心のケア

※1 自衛消防組織 消防法8条により自衛消防組織の活動は必須である。

※2 担当は、記名者のほか、発災時に勤務する者が命を受け。または自発的に分担するものとする。

作成:防災士 鷲山×HhTtGPT pro